

2017年5-6月

=速報=

社会民主党神奈川県連合
代表 福島 みずほ
横浜市中区松影町二丁目二十一
番 (〇四五) 六八一―二五六―

稲田防衛相 自衛隊の政治利用発言

稲田防衛相が六月二十七日、東京都議会議員選挙の応援演説で「防衛省・自衛隊としてもお願いしたい」と発言して、投票を呼びかけていました。そして二十七日夜、発言を撤回、社民党は即座に「稲田発言は、自衛隊の政治利用であるとともに、公職選挙法136条の2の公務員の地位利用の禁止の趣旨にも抵触する問題発言です。自衛隊の責任者として隊務を統括する防衛相が、自衛隊法61条で制限されている自衛隊員の政治的行為を呼びかけたとすれば、到底看過できない。防衛大臣による、防衛省、自衛隊の私物化であり、社民党として、自衛隊法すら遵守できず、自衛隊の政治的中立性を脅かす稲田防衛相に対し、即刻辞任するよう求めるとともに、安倍首相の任命責任を厳しく追及する」と声明を発表しました。

自衛隊法では「隊員は政治的行為をしてはならない」と定めています。稲田防衛相は「近くに練馬駐屯地もございまして、大変応援をいただいていることに感謝しております」という趣旨で演説を行ったわけですが、その中で誤解

を招きかねない発言があったことに関しまして、撤回を致したい」、その上で「しっかりと職務を全うして参りたい」と述べ、辞任は否定。

安倍政権の閣僚の暴言が相次いでいます。防衛相も自衛隊の責任者として順守の義務は当然あります。自民党の防衛相経験者すら「自衛隊を選挙に利用してはいけない」と述べています。七月二日投票の都議選を前に、防衛相の暴言を批判する声が全国であがっています。

自衛隊法61条

(政治的行為の制限)

- 第61条 隊員は、政党又は政令で定める政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除くほか、政令で定める政治的行為をしてはならない。
- 2 隊員は、公選による公職の候補者となることができない。
 - 3 隊員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

憲法を理解できない大臣に憲法を語る資格なし!

=速報=



稲田朋美 防衛相

